

厚岸町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成22年5月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

区 分	厚 岸 町				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	9人	52.3歳	379,684円	400,050円	—	—	—
用務員	5人	51.0歳	369,672円	378,672円	用 務 員	54.5歳	214,000円
運転手	2人	51.5歳	385,856円	414,356円	自家用乗用自動車運転者	49.7歳	254,700円
その他	2人	56.5歳	398,541円	439,191円	—	—	—

※「平均給料月額」は、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料月額の平均である。
 ※「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を合計したものの平均である。

※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本調査（賃金センサス）」によるものである。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	39歳未満	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳
全 体		1人	1人	1人	2人	4人
用務員		1人		1人	2人	1人
運転手			1人			1人
その他						2人

(3) その他給与に関する事項

① 給料表について

一般職員と同様に、一般給料表を適用しています。

② 各種手当について

一般職員と同様に、対象者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特殊勤務手当等が支給されます。

③ 昇給基準

一般職員と同様に、毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、最高4号俸（55歳を超える場合は2号俸）の昇給となります。

2 基本的な考え

技能労務職員の採用については、平成11年度から退職補充を行っておりません。

また、今後も退職補充を行う予定はなく、臨時・非常勤職員での対応、業務の民間委託等により職員数の削減に取り組んでいきます。

3 具体的な取組内容

(1) 定員管理について

スタッフ制の導入、公務補の一元化により管理維持の効率化を図り、退職不補充を基本に職員数の削減に取り組んでいきます。

(2) 給与について

給料表については、一般職と同じ一般給料表を適用していきますが、一般給料表4級までの適用とし、さらなる給与の削減についても検討を行います。

4 その他

町道の維持管理については、退職不補充により直営の維持管理が難しくなることから、民間委託の検討を進めます。

また町営牧場についても、今後経営状況の推移を見守りながら指定管理者制度の導入等についても検討していきます。